

(案)

資料11

区域計画の変更の認定申請書

令和7年2月 日

内閣総理大臣 殿

北海道国家戦略特別区域会議

令和6年12月19日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 11 別紙

北海道 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 2 月 21 日
北海道国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（１）～（２）略

（３）名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業

内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特例
（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

スタートアップをはじめイノベーティブな国内企業の成長を担う海外の優秀な IT エンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者（以下「外国人エンジニア」という。）を確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。

① 札幌市全域【令和 7 年度を目途に実施予定】

以下 略

新旧対照表

北海道 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(2) 略 <u>(3) 名称：国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業</u> <u>内容：外国人エンジニアの就労促進に係る在留資格認定証明書交付に関する特</u> <u>例</u> <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規則事業)</u> <u>スタートアップをはじめイノベティブな国内企業の成長を担う海外の</u> <u>優秀なITエンジニア及び半導体関連産業エンジニア並びにその通訳者</u> <u>(以下「外国人エンジニア」という。)を確保し、我が国における産業の</u> <u>国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下</u> <u>に掲げる地域において、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業</u> <u>務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その</u> <u>期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。</u> ① <u>札幌市全域【令和7年度を目途に実施予定】</u> 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(2) 略 [加える。] 以下 略